

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和元年 5 月 27 日付け 31 県民第 33 号で審査請求人に対して行った公文書不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求の内容

審査請求人は、令和元年 5 月 10 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、長崎県個人情報保護審査会の「答申(不)第 15～17 号」の掲載日とされている「2018.6.11」の日付に県庁HP掲載のための操作が県民センターで行われたことがわかる電磁的データ（パソコン内蔵のハードディスク記録媒体にパソコン操作処理の経過が自動記録されているプロパティ等に 2018.6.11 等の日付が残存していることがわかる電磁的記録等）について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、令和元年 5 月 27 日付けで、「請求された電磁的データは公文書として取得していないため。」として本件処分を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和元年 7 月 23 日付け（当初、同月 24 日受付分は不備があったため、同月 25 日付けで補正命令が発出され、同月 30 日に受け付けられた。）で審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

## 2 審査請求の理由及び反論書等における実施機関への反論

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 当該「答申(不)第 15～17 号」は、長崎県ホームページ・審議会ページに H30.6.18 に掲載されたが、実施機関の公文書には「H30.6.11 に公表を行った」と記録されていた。実施機関に現象のズレの原因を尋ねたが、「職員からの聞き取りのみしか拠り所がない」との回答であり、「H30.6.11 に公表を行った」ことの根拠はあいまいなままだった。
- (2) 県の情報政策課の説明によると、「ホームページ掲載物は、各課のパソコンから直接入力するシステムとなっているため、最終書込み日の記録はパソコンのプロパティ等のパソコンデータとして残存する。担当者のパソコンのプロパティ等の情報を課の責任者や上司が根拠として吸出し、適正な確認等をしてから日付の修正の決裁をしていれば電磁的データが残っている場合もあるかもしれない」とのことであった。
- (3) 実施機関でホームページの日付の修正を上司が許可するにあたり、修正許可の決裁を行った根拠の中にパソコンプロパティ情報等の電磁的データが残存している可能性を踏まえ、詳しい状況を検証する目的で本件審査請求を提起した。

## 第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

### 1 原処分を妥当とした理由について

- (1) 審査請求人が求める電磁的データを取得しておらず、公文書は存在しない。
- (2) 長崎県個人情報保護審査会の「答申(不)第 15～17 号」を掲載している審議会のホームページについては、掲載する際に担当職員が使用するパソコンから総務文書課が管理する「長崎県の審議会」のシステムに ID、パスワードを入力してアクセスしたうえで必要な処理を行うこととなるが、その際の操作履歴等は、職員が使用するパソコンに残るような仕組みにはなっていない。
- (3) システム管理者である総務文書課によると、専門の S E に依頼すれば過去の操作ログ等を確認することが可能とのことであるが、条例第 2 条第 2 項で規定されている公文書の定義である「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」という状態になく、審査請求人が求める公文書は存在しない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう  
に判断する。

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかに  
するとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めるこ  
とにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する  
理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進するこ  
とを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公  
開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

### 2 審査会の判断理由

当審査会において、対象文書（電磁的記録）の有無について、次のように判断  
した。

- (1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）  
第2条第2項において、「この法律において『行政文書』とは、行政機関の職  
員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁  
氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記  
録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるもの  
として、当該行政機関が保有しているものをいう。（ただし書略）」と規定さ  
れている。
- (2) 一方、条例第2条第2項においては、「この条例において『公文書』とは、  
実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人（以下「県立地方独立行政法  
人」という。）及び地方三公社の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、  
又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の  
知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同  
じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施  
機関が保有しているものをいう。（ただし書略）」と規定されている。
- (3) このように、情報公開法と条例は、「行政文書」と「公文書」という対象文  
書の名称に違いはあるものの、内容としてはほぼ同一の規定であると評価する  
ことができる。
- (4) 国の情報公開・個人情報保護審査会の平成28年度（行情）答申第195号（平  
成29年3月13日）において、電磁的記録に関して、「同法（情報公開法）は、  
通常の設備や技術ではその情報内容を直接認識することができないような方式

で作成される電磁的記録についてまで、その実質的な情報内容の開示のためにあらゆる措置を講ずべき義務を行政機関に課しているとは解し難い。このような観点からすれば、情報公開法2条2項の電磁的記録とは、それを保有する行政機関において、通常の設定、技術等により、その情報内容を一般人の知覚により認識できる形で提示することが可能なものに限られると解するのが相当である。」と判断されている。

- (5) 当該判断については、情報公開法とほぼ同一の内容である条例においても当てはまるものと思料する。

そうすると、操作履歴等について職員が使用するパソコンに残るような仕組みにはなっておらず、過去の操作ログ等を確認するためには専門のSEに依頼する必要があるという本件において、審査請求人が求める電磁的記録は、通常の設定、技術等により、その情報内容を一般人の知覚により認識できる形で提示することが可能なものとはいえ、よって、条例第2条第2項に規定する公文書と解することは困難である。

したがって、実施機関がこれを不開示決定（公文書不存在）としたのは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和元年10月17日	・実施機関から諮問書を受理
令和2年7月14日	・審査会（委員の回避について）
令和2年8月25日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和2年9月24日	・審査会（審査）
令和2年9月30日	・答申

## 答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役総務局長	
朝長 真生子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	